

生活改善実行グループと婦人会

| | |
|-------|---|
| 誌名 | 農村生活研究 = Journal of the Rural Life Society of Japan |
| ISSN | 05495202 |
| 著者名 | 中間,由紀子 内田,和義 伊藤,康宏 |
| 発行元 | 日本農村生活研究会 |
| 巻/号 | 521号 |
| 掲載ページ | p. 12-21 |
| 発行年月 | 2008年12月 |

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



[論文]

生活改善実行グループと婦人会 ——鳥取県を事例に——

中間 由紀子*・内田 和義**・伊藤 康宏**

Home Living Improvement Groups and Women's Associations ——A Case Study on Tottori Prefecture——

Yukiko Nakama, Kazuyoshi Uchida, Yasuhiro Ito

Home living improvement promotion services were established after the war as a measure for improving the status of women in rural areas. This measure was implemented through home living improvement groups under the guidance of home advisers. With regard to the formation of home living improvement groups, the Ministry of Agriculture and Forestry developed a policy that excluded the use of existing organizations such as women's associations.

The objective of the present study was to elucidate the formation process of home living improvement groups and their relationship to women's associations in Tottori Prefecture, which closely adhered to the policies of the Ministry of Agriculture and Forestry.

The findings were summarized as follows.

Home advisers provided guidance to enable volunteers to independently form groups in accordance with prefectural measures. However, in reality, many of the groups were formed by women's associations, due to the fact that group activities involving compulsory participation were the most suitable from the perspective of maintaining hamlet harmony. Formation of groups according to prefectural measures involved the risk of creating serious conflict within villages due to differences in organizational principles between home living improvement groups and women's associations.

[キーワード]

生活改善普及事業 home living improvement promotion service, 生活改良普及員 home adviser, 生活改善実行グループ home living improvement group, 婦人会 women's association, 編成原理 organizational principle

* 鳥取大学大学院連合農学研究科, ** 鳥根大学生物資源科学部

1. はじめに

戦前の農村女性は、家あるいはムラの慣習や規範に縛られ行動の自由や主体性を認められない存在であった。そのような状況に置かれていた農村女性も、戦後の諸施策によってゆるやかにではあったが自由や主体性を獲得していった。農村女性の地位向上に寄与した施策の一つに生活改善普及事業がある。当事業は「生活改善実行グループ活動を通じて、農村において家族生活や地域生活により影響をもたらす、女性農業者の能力育成の実績をあげ」「女性の生き生きとした活動を創出し農村女性の「生活に希望」をもたらしたとされている¹⁾。

生活改善普及事業に関してはさまざまな視点からの研究があるが、生活改良普及員（以下、生改善普及員と略）や生活改善実行グループ（以下、生改グループと略）の活動に関する研究が中心である²⁾。これに対し市田知子は、事業の主管であった農林省（当時）の「生活改善に対する理念」を考察している³⁾。市田は、農林省の理念は、「合理性」、「農家婦人の地位向上」、「農村民主化」という言葉に象徴されるとした。すなわち、農林省の生活改善の「最終目標」は、「生活技術」の普及による「生活経営」の合理化と「同時にそれを通じて「農家婦人の地位向上」、「農村民主化」に寄与すること」にあったとしている。

市田は農林省の理念が地方自治体にどのような影響を与えたのかについて山口県を事例に考察し、山口県では「普及事業や試験研究が、人的な面も含め、農林省と密接なつながりをもっていた」ため「生活改善」も「農林省の理念」に沿って行われたとしている⁴⁾。市田によれば「生活改善の理念は、生活技術と生活改善実行グループという道具立てによって実現する」⁵⁾。生活技術に関しては、山口県においても「かまど改善」や「作業着の改善」、「粉食」の導入など他県と同様のことが行われた。生改グループについては、「婦人会や農協婦人部のように地縁に基づく上意下達のための集団ではなく、目的を同じくする者によって自主的に結成される」⁶⁾よう指導された。「農村

民主化」への寄与という農林省の理念に沿った指導方針となっている。しかし県の方針にしたがって婦人会などの既存組織に頼らずに「自主的に」生改グループを結成した場合、両者の間に深刻な対立や軋轢が生じる場合があった。市田は、「婦人会の「村姑」と呼ばれる中心人物につぶされそうになった」「弥生グループ」の例を紹介している。ただし対立の原因を追究してはいない。市田は生改グループと「婦人会などの他の集団との関係は、講組型社会か、同族型社会かによって異なるのではないかと示唆して稿をおえている⁷⁾。「講組型社会」および「同族型社会」について詳しい説明はしていないが、文脈からして「講組型社会」が文中の「西日本」に同じく「同族型社会」が「東日本」に相応するものと思われる⁸⁾。

本稿で取り上げる鳥取県は西日本に属している。また農林省との人的交流も密接であった。山口県と同様である。本稿ではまず市田の研究にならって農林省の生活改善に対する理念について言及する。次にそれをふまえて鳥取県の生改グループの育成について考察する。すなわち鳥取県が農林省の理念を忠実に受け容れたことを明らかにし、さらにグループの育成方針と現場での実際について考察する。最後に生改グループと婦人会との関係について考察する。果たして鳥取県においても山口県と同様の事態が生じたのか。生じたとすればその原因はどこにあったのかを追究することにしたい。生改グループと婦人会との関係に注目するのは、それが村落レベルでの生活改善の成否に影響を与えたと考えからである。

資料は文書資料と口述資料を併用する。歴史学においては口述資料を文書資料の補完物とみなす傾向があるが、本稿においては全く同等の価値あるものとみなしている。聞き取りはあらかじめ質問項目を決めておき対面して録音をしながら行った。録音を活字に起こす際には一切加工を施すということはしなかった。したがって資料として引用する場合も要約を除いて発言のママである⁹⁾。

2. 生活改善普及事業の理念

先述したように生活改善普及事業の理念について

ては市田の優れた研究がある。ここでは市田の研究にならいつつ特に生改グループについての政策立案者の理念、考え方を考察することにしたい。

協同農業普及事業は、農地改革、農業協同組合事業とともにGHQが農村民主化のために推し進めた三大改革の1つである。協同農業普及事業は、1948年から実施される。当初は、農業改良、生活改善、青少年育成の3つで構成されていた。生活改善普及事業の主たる対象は農村の女性であった。同事業の主管は、農林省農業改良局普及部に設置された生活改善課であった。生活改善課には、6つの係（住生活、家庭管理、食生活、衣生活、保健衛生、調査）が置かれた。初代生活改善課長には、農林省初の女性課長として文部省から大森松代が迎えられた。大森は、留学経験がありアメリカ型の民主主義、個人主義に慣れ親しんでいた。課長をはじめ職員が多くが高等教育機関で家政学を学んだ女性であった¹⁰⁾。

生活改善課長大森松代は、「第一回生活改善に関する懇談会」（1948年11月30日）において次のような発言をしている¹¹⁾。

組織の人とか、組織的なものを用ひるとなると、従来の国防婦人会のやうになる嫌ひがあります（下線は引用者）ので、私としましては、はじめは何処までも個々の人達を対象とし、そこから自分自身で組織の力をつくり上げるところまでゆきたいと思つて居ります。大森は既存の組織を利用して生活改善を行うことに否定的見解を示している。大森の念頭にあった組織とは婦人会である。

農村部の婦人会は、一部の例外を除いて、戦争末期に解散する。しかし、敗戦後すぐに次々と再結成される¹²⁾。GHQは日本の民主化と婦人解放の方向に逆行するものとして地域婦人会の再編を否定し、従来のような網羅的な女性組織が再建されないよう指示していた。しかし文部省は自主的な婦人団体が十分に発達していない状況を考慮し、従来の婦人団体組織の再編成によって施策の展開を図ろうとする¹³⁾。1945年9月に山形県連合婦人連盟が結成される。同年10月には愛媛県連合婦人会、翌年の1月に青森県婦人会、2月長野県連合婦人会と次々に婦人会の県組織が作られていく。いわゆる部落婦人会の結成もこれと期を一にして

いる。

婦人会の構成員は戦前とほぼ同じであり、会長等の役員も戦前同様に名望家の婦人が中心であった。婦人会は戦前の「御用団体的体質」¹⁴⁾を継承していた。そのために大森は婦人会を利用すると「国防婦人会」のような危険性があると指摘したのである。国防婦人会は「総力戦体制構想・国防国家体制構想を基底においたファッショ的な婦人団体」であり「上から下への一大体系」であった¹⁵⁾。個人としての考え、意思を持たない「無思想集団」¹⁶⁾であった。民主主義という概念の対極にある組織であった。これに対して、生活改善普及事業の究極的目標は「農村民主化」にあった。婦人会に頼ることは避けねばならなかった。「国防婦人会のような」危険性をもっていただけである。農村の民主化のためには「何処までも個々の人達を対象とし、そこから自分自身で組織の力をつくり上げ」ねばならなかったのである。

上司として陰に陽に大森の考えと行動を支えたのが農業改良局長の小倉武一であった¹⁷⁾。戦後農政の重要な牽引者の一人であった小倉は、「考える農民」という農村民主化のキーワードを提唱する。

従来の農政は、「考える農民」ということをまったく問題としませんでした。農民は指導者に盲従させられたのであります。（中略）考えるということは、盲従に対して自主性を確立する基礎であります。自主性の確立は、とりもなおさず自我の確立であり、民主主義の根底をなすわけであります¹⁸⁾。

これは、1951年4月5日に開催された「第2回全国農業改良普及員実績発表大会」における発言である。指導者に盲従せず自ら考えて行動する農民、自我をもった農民こそ農村民主化の基盤だということである。組織ではなく、個人から出発すること、個人を重視するという点で小倉と大森の考えは一致していた。小倉が提唱した「考える農民」という言葉は、その後、普及事業のスローガンとなっていく。

1951年7月、農林省は生活改善の推進方策として濃密指導方式を打ち出す。これは、普及員が担当地区を満遍なく巡回指導するだけでは「成果を

積み上げていくことができないという反省」から考えられたものであり、「意欲のあるところを重点的に指導し、そこに生活改善グループを育成して普及活動の拠点としよう」という方法であった。生改グループは「上からの組織としてではなく、自発的に任意に農民によって作られるべきである」とされた¹⁹⁾。

3. 鳥取県における生活改善実行グループの育成

(1) 生活改善普及事業の理念

鳥取県で生活改善普及事業が開始されるのは1950年である。農業改良普及事業の開始から2年遅れてのスタートであった。業務を担当したのは農林部農業改良課に設置された生活改善係であった。当時の農林部長は農林省出身の仲原善一であった²⁰⁾。農業改良課長の和田平八郎も同じく農林省出身であった²¹⁾。仲原と和田は京都大学農学部農林経済学教室の先輩後輩の間柄であった²²⁾。和田は仲原の後押しを受けて農林省の理念を導入し事業を推進していく。生活改善係は農林省生活改善課と同様、係長をはじめ職員の多くが女性であった。現場の指導に当たったのは生改普及員であった。1953年からは生活改善専門技術員が加わった。全て女性であった²³⁾。

鳥取県農業改良課は、生活改善普及事業の方針を次のように示している。

農業改良普及事業（協同農業普及事業）は農業の改良発展と生活の向上を究局の目的としている（中略）生活改善をはじめするには、指導者によってひつぱるといことよりは、農民自身が何故改善しなければならないかを自覚して、生活合理化の意識をはつきりすることが大切である²⁴⁾。

農民自身の生活改善に対する「自覚」が重視されており、農林省の理念と合致していることがわかる。和田は生改普及員に対して「指導者と云う考え方を止め」るようたびたび訓示している²⁵⁾。上からの指導によって事業を推進するのではなく、下からすなわち農民の自主性によって事業を推進するという方針である。鳥取県の農業改良課は農林省の方針をそのまま受け容れたのである。

農業改良課は生改グループのあり方に関して次のような指示を出している。

生改グループは「農村生活を改善する意欲をもつた同志の自主的な集り」でなければならない。「個人の意志を無視して」「部落又は町村の全員」を「網羅的に結合」した「団体」であってはならない。「又他の目的をもつて結合された団体」を「そのまま改善クラブ」にしてはならない²⁶⁾。

「部落又は町村の全員」を「網羅的に結合」した「団体」あるいは「又他の目的をもつて結合された団体」とは、農村の「既成婦人団体」である「地域婦人会或は農協婦人部」をさしている²⁷⁾。ここでは特に婦人会が問題になる。

婦人会は戦後すぐに再結成されるが「上意下達の官製団体」²⁸⁾という戦前の婦人会の性格を引き継いでいた。鳥取県では1946年から婦人会が復活する。婦人会は自主的な集まりではなく全戸加入が原則の組織であり暗黙の参加強制があった。当時の鳥取県の婦人会は「全体主義的な性格の団体」であった²⁹⁾。「農村生活を改善する意欲をもつた同志の自主的な集り」である生改グループとは大きく性格を異にしていた。農業改良課は「地域婦人会」等の「既成婦人団体との関連」を重視し生改グループとの間に対立が生じないように指示している³⁰⁾。農業改良課は理念通りに事業を推進した場合生改グループと婦人会の間に対立が生じる可能性があることを予想していたのである。

(2) 生活改善実行グループの育成

1) 啓蒙活動

鳥取県では1950年から51年にかけて啓蒙活動が実施される。不特定多数の人を対象とし、講習会、座談会、展示会などを通じて生活改善普及事業の啓蒙を進めるという方法である。生活改善普及事業の意義と重要性を説き、生改普及員の役割を知らしめるためであった。生改普及員は先達の農業改良普及員の助言を受けながら集落の会合等で生活改善の重要性やその内容についての説明を行った。農業改良普及員は1948年から普及活動を続けており多くの経験を有していた。

次に引用するのは生改普及員の啓蒙活動に関する報告である。

12月と云えば、郡4各地で農民祭品評会が盛

んに開催されたので、その席上を借りて生活改良普及員とはどんな仕事をするものかを農家の方々に知って貰う事に努めた。その中に、村或は部落、青年団、婦人会の中から熱心にこの仕事を理解して下さる方が少しずつ出来、1月に入ってからは殆んど毎月の様に生活改善の講習会を持つようになった³¹⁾。

農民祭や農産物の品評会の場を借りて啓蒙活動につとめたが、その結果農村の人々の生活改善に対する理解が少しずつ深まっていったとしている。しかし不特定多数を対象としていたため普及事業としては効率が悪いという弱点があった。この点を考慮して実施されたのが「濃密指導方式」によるグループ育成である。

2) 濃密指導方式によるグループ育成

鳥取県は1952年から濃密指導方式を導入する。意欲のある集落を重点的に指導して生改グループを育成しそこを普及活動の足がかりとして波及をねらうという方法である³²⁾。濃密指導方式によって結成されたグループの代表例として「法楽寺生活改善グループ」(鳥取市鹿野町法楽寺)³³⁾がある。

きっかけは、後にグループのリーダーとなる田中篤子が生改普及員の話聞いたことであった。田中が「うちのムラでもやってみよう」と女性たちに呼びかけ、皆の賛成を得る。法楽寺はもともと小さな集落(戸数28戸)で皆の気心もしており「家同士仲が良い」ところであった。しかも呼びかけ人の田中は「よそ者」ではあったが、「誰とでもうちとける明るい人で」、「人柄が良く」、「皆がしたって」いた³⁴⁾。

法楽寺集落を指導した生改普及員は平木智恵子である。1951年に県庁に入り気高郡を担当していた。平木は普及員としての使命感に燃えていた。毎日自転車ですべてを巡回し生活改善の必要性を説いてまわった。そうした過程で田中と平木が会合するのである。平木は田中が生活改善に強い関心を持っていることを知るとともに彼女にリーダーとしての資質があることに気づく。また法楽寺が集落としてよくまとまっていることを知る。平木は法楽寺を重点的に指導することを決意し生改グループの育成に乗り出すのである³⁵⁾。

田中篤子は夫とともに都会からこの地に疎開

してきた女性であった。ムラでは珍しい高等女学校を出たインテリであった。ムラの生活の不便さ、非合理性を痛感していた。女性たちは田中の話に興味を持ち、平木の指導のもと料理講習会などを開くようになる。しかし会合の場所として適当な施設が無く非常に不便な思いをしていた。会合の場所は各家持ちまわりであった。20数人の女性が集まるには狭く、またその家の家族(夫や舅、姑など)への気兼ねもあった。平木のアドバイスもあり計画されたのが「皆の気軽に集まれる様な公民館」の建設であった。女性達は、集落の祭りを年2回から1回に減らし、その費用を公民館建設資金の一部に当てようとする。計画は男性からの賛同も得られ集落が一丸となって作業に当たった。公民館は1953年4月16日に完成する。この一連の活動を契機として「自然的に生れた」のが「法楽寺生活改善グループ」である³⁶⁾。当時、法楽寺では女性だけで集まるというのは葬式以外になかった。家に束縛された暮らしをしていた。グループ結成は非常に画期的な出来事であった。当初からの会員である永原千鶴子は「みんなと会うのが楽しかった」³⁷⁾と述べている。集会では誰に気兼ねすることもなく女性だけで会話を楽しむことができた。法楽寺生活改善実行グループの一員であった小谷清野は当グループの性格を「生活改善の欲求を持った婦人の自主的な集りである」と総括した³⁸⁾。生改グループは「農村生活を改善する意欲をもった同志の自主的な集り」でなければならぬという農林省および鳥取県の事業理念にそった成果であった³⁹⁾。

4. 鳥取県における生活改善実行グループと婦人会

鳥取県は自主的なグループを育成するという方針をうちたてた。生改普及員は、この方針に従って生改グループの育成に取り組んだ。しかしその活動にはかなりの困難がともなった。その大きな原因に婦人会との関係があった。西伯中部地区担当の原田静子は次のように述べている。

私の地区内ではグループ活動が段々と認められて来ていますが、でも未だ未だ理解されにくいところもあって、村々の婦人会長の中で

は婦人会の組織を破るといって、ひれつな非難をあげてくる所もありました⁴⁰⁾。

生改グループの成員は婦会にも属していた。生改グループで積極的に活動すると婦会での活動がおろそかになる場合があった。さらに大きな問題は婦会と生改グループでは編成原理が異なっており組織としての性格に大きな違いがあることであった。婦会は戦前の性格を色濃く残しており成員間の関係がタテの関係に近い場合が多かった。これに対し生改グループはヨコの関係であった。そのため生改グループは「婦会の組織を破る」と警戒する婦会会長がいたのである。婦会との軋轢に苦闘していたのは原田だけではなかった。聞き取りをしたすべての元生改善員がこもごもその経験を語っている。以下、対立の様相を具体的に知ることのできる資料を得られた法楽寺生活改善実行グループと万代寺生活改善実行グループを取り上げ考察することにしたい。

(1) 法楽寺生活改善実行グループと鹿野町婦人会

法楽寺生活改善実行グループはグループの成員と婦会の成員が一致していた。田中篤子がグループの結成を呼びかけたところ、婦会の全員が参加した。もともと集落の規模が小さく家同士の仲も良かったということや、田中に人望があったためである。グループ結成の際、集落内には何らの軋轢も生じなかった。しかし法楽寺婦会の上部組織である鹿野町婦会の幹部がグループ結成に不快感を示す。

婦会会長は町内きっての名望家婦人Aである⁴¹⁾。Aは生改善員の活動に反発する。普及員の平木は「鹿野の婦会会長から」「あんまり良く言われなかったり」「嫌われたこと」があったと述懐している⁴²⁾。Aは町内に婦会とは別の編成原理をもった婦人組織を育成しようとして働く生改善員の行動に不快感を持ったのである。かつてAは「上から下への一大体系」であった国防婦会の最高幹部の一人であり活発な活動家であった。会員を引き連れ、たすきをかけて町内をねり歩くこともあった⁴³⁾。戦後になっても戦中の意識が抜け切れていなかったであろうことは想像に難くない。町婦会の意向を問わずに法楽寺の女性たち

が生改善員の指導を受けながら「自主的に」グループを結成しようとしたことが許せなかったのである⁴⁴⁾。またグループの成員に対して陰で「あれげのヨメが利口げにしょうる」と非難する婦会幹部の声が聞こえてくることもあった⁴⁵⁾。

戦後結成された鳥取県の婦会の多くは、戦前と同様に名望家層から幹部が選出されていた。話し合いで決めるというのがたてまえであったが、「伝統的な流れがあって」「昔からの家の」「有力者の奥さんでないとおさまらん」というのが現実であった⁴⁶⁾。婦会会長の選出の基準や成員間の関係について、村々をくまなく歩き回った元生改善員は次のような証言をしている。

西尾：だから30年頃までは、尾を引いているんですがねえ。

平木：だから家柄の奥さんが。

西尾：うん。

平木：婦会会長になってた、みんな。

船橋：会合に来て座る位置が決まっとつたの。

(中略)

船橋：そうでしたよ、あの若桜のツノダニなんかに行くとね、ちゃんとして絶対そこには誰に行けて言っても座らんわけ、ある人が来たでないとその席には⁴⁷⁾。

昭和30年(1955)頃までは家柄の良い奥さんが婦会会長になっていたとしている。会合の際、座る場所が決まっている婦会もあった。婦会は、フラットなヨコ関係を基軸とした生改グループとは組織としての性格が大きく異なっていたのである。

しかし農地改革を初めとした戦後の諸改革によって、名望家を頂点としたピラミッド型の村内秩序にも徐々にではあったが小さな亀裂が入りつつあった。支配の正当性⁴⁸⁾の根拠が微妙にゆらぎつつあることを感じた名望家婦人のあせりが「あれげのヨメが利口げにしょうる」という発言の背景にあったのである。「あれげのヨメ」すなわち家格が低く実質的には発言権のない家のヨメが、グループ活動を通じて堂々と発言し行動することが、名望家婦人には生意気とうつったのである。

(2) 万代寺生活改善実行グループと万代寺婦人会

繰り返すが、鳥取県は農村婦人による自主的な生改グループの育成を目指した。既存の婦人組織がそのまま生改グループを名のようになることを否定した。しかし実際には婦人会が生活改善の担い手となり、生改グループを名のことが多かったようである。後述するとおりである。そうしたなかで八頭郡郡家町の万代寺集落で結成された生改グループは、有志のみによって結成されたグループとして典型的な例である。

万代寺集落では「終戦後新しく婦人会が結成」されると「同時に教養を高め、向上したい熱意から婦人雑誌を回覧する」活動を始める⁴⁹⁾。1952年の「春からは生華研究会も作って熱心に」けいこにはげむ。戦後の婦人会には「やる気のない人がいっぱいおる」というのが実情であったが⁵⁰⁾、万代寺婦人会の活動は活発であった。

1952年5月「村婦人会で台所改善研究会が開かれ」る。「村婦人会」とは万代寺婦人会の上部組織である国中区婦人会のことである。婦人会長⁵¹⁾は生活改善に関心を持っていた。同年「十一月下旬の農民祭」では「生活改善の展示室が設けられ」る。啓蒙活動によって「生活改善について本気で考えねばならない」と言ふ気持が部落婦人会に見受けられるようになる。翌年の1月「村公民館主催の青年学級」「婦人学級合同で生活改良普及員」を招いて「生活改善懇談会」が開かれる。「之が動機となり」「二月に生華研究会の人だけで、生活改善グループを結成して毎月普及員」と「料理の研究会」を開くようになる。国中地区担当の生改普及員が「問題意識を持った人だけの目的集団」⁵²⁾を育成しようとして「生華研究会」に働きかけ、会がそれに応えたという構図である。万代寺婦人会は参加強制型の組織であったが、生華研究会は任意参加の有志グループであった。

ここで注意しておかなければならないのは、生華研究会と万代寺生活改善実行グループの構成員はまったく同じであったが婦人会との関係性においてまったく異なっていたということである。生華研究会は任意参加型のグループではあったがあくまでも組織内グループであり、婦人会長の指揮下にあった。これに対して万代寺生活改善実行グ

ループは組織外グループであって婦人会長の指図を受けることはなく、生改普及員の指導の下に自主的に運営される組織であった。

生改グループは組織として独自色を強め活動を活発化していく。次第にグループと婦人会との間に軋轢が生じ事業の進展に支障をきたすことになる。当時の状況を婦人会長であった林敏子は次のように述べている。

(生改グループの料理講習会に参加した婦人会の会員が)「こんなに手軽に習えるだったら私達も仲間になりたい」と言いました。然し幹部の中にはグループとしてあの人達がやっているのだから私達は婦人会として別個にやって行こうと言ふ意見が出てきますし、グループの人達の中にも、本当に気分のあつた同志だけがいい活動が出来るからとの意見も出て来て、一時は婦人会とグループと対立してしまいました。

当グループは婦人会の中の「本当に気分のあつた同志」によって結成された組織であった。県の方針通りの同志的結合組織であった。林の記述に従うならば、我々意識⁵³⁾が強く閉鎖的な性格を有していた可能性がある。グループと対立した婦人会の幹部も生活改善自体には強い関心を持っていた。生活改善普及事業に反対していたわけではないのである。しかし彼女たちは強い我々意識を持ったグループに入ることを潔しとしなかった。

「同志的グループと婦人会」の対立に「夜も眠れぬ位苦し」んだ会長の林は、次のような方法で問題を解決しようとする。

然し私は考えますのにグループの人も同じ婦人会員ですから、こんな対立的な会を持つ事は部落の平和を乱す事になる、何とか円満に一つの会にしなくてはいけないと、とても心配し、婦人会の仕事としてこのグループの活動を取り入れねばと決心を堅めました。

林は生改グループを(婦人会に対して)「対立的な会」だとしている。生改グループをこのまま存続させるといづれ「部落の平和を乱す事になる」としている。

集落内に婦人会とは別の編成原理(同志的結合)を持った組織があるということにこそ問題の根本的原因があると考えた林は、「同志的グループ」

を解体し、その活動を婦人会のなかに取り込もうとする。婦人会の指揮下におこうとするのである。

自分達の会の事だからと思つてグループの人の意見も良くきき、婦人会としての立場、万代寺部落の立場等話し合い、戸主側の意見、老人の意見等も参考にして調整案を作り、臨時総会を開いて全会員集つた席で色々話し合った結果、一部の人だけのグループでなく婦人会としてのグループを作る事にまとまつたのでございます。

万代寺生活改善実行グループは「一部の人だけのグループ」から「婦人会としてのグループ」へとかわる。任意参加の同志結合型から全戸を対象にした参加強制型のグループへとかわるのである。

鳥取県の生改グループの育成方針の否定であった。総会での話し合いの結果とはなっているが「婦人会としての立場、万代寺部落の立場等話し合い、戸主側の意見、老人の意見等も参考にして」という文言から推測されるようにムラの圧力、家の圧力があつたことは否定できない。両者の対立は尾を引き、その後「婦人会としてのグループ」の会合を開いても「余り活発な意見も出ず」「未だ気分的にしつくりしない」という状態が続くのである。

5. おわりに

鳥取県では農林省の事業理念に沿って生活改善普及事業が実施された。その中核を担う生改グループは「農村生活を改善する意欲をもつた同志の自主的な集り」でなければならぬとされた。既存の組織すなわち婦人会を「網羅的に」グループ化してはならないとされた。しかし実際には婦人会がグループ活動を行うという形態をとることが多かったようである。全員参加型のグループ活動が「部落の平和」という点から最も無難だったのであろう。農業改良課が1955年に行った調査によると、生改グループ58の内38グループが婦人会によって結成された組織である。有志が結成したのは8グループにすぎない。他は4Hクラブ7、農協婦人部2、青年団1、不明2である⁵⁴⁾。

県の方針に忠実に従つてグループを結成すると

婦人会との間に軋轢や対立が起こる場合があつた。その結果として事業がスムーズに進まないことになった。万代寺の例は、その典型である。農業改良課が生改普及員に婦人会との関係に注意するように指示したのは対立を予測していたからである。生改グループと婦人会の対立には、編成原理に起因する両組織の性格の違いが関わっていた。農林省および県の理念に沿つた生改グループは任意参加を原則とした同志的結合組織であつた。これに対し、婦人会は伝統的なムラの論理に則した全戸参加型の組織であつた。婦人会には参加強制が働いていた。生改グループはフラットなヨコの人間関係を基軸としていた。会員間の関係は対等であり、生改普及員の指導を受けながら話し合いによってグループは運営された。これに対し婦人会の多くは戦前同様に家柄を基準としたタテの人間関係を基軸とした組織であつた。一般の会員に実質的な発言権はなく、名望家婦人である会長や幹部によって組織は運営された⁵⁵⁾。ここに両者の鋭い矛盾の根があつたのである。

ところで隣県の島根では生改グループおよび生改普及員と婦人会との間に対立が生じることはなかつたとされている⁵⁶⁾。その決定的な要因は、両県の事業に対する取り組み方の違いにあつた。島根県の場合、農政担当の幹部は農林省の出身ではなかつた。県が直接採用した地元の人間であつた。鳥取県との大きな違いである。彼らに農林省とのしがらみはなかつた。そのためか農林省の方針に必ずしも忠実ではなかつた。自主的なグループを育成するという方針はとらず、婦人会を通じて生活改善を行った。農村の民主化という理念の追求ではなく、生活技術の改善というリアリズムに徹した。何が今の時点で喫緊の課題なのかという観点からの判断であつた。彼らは島根の農村の現実に精通していた。それは生改普及員の派遣方法にも示されている。島根の農民は保守的でありよそ者には閉鎖的（特に出雲地方で顕著）だとされている。そのため生改普及員を出身地に派遣するという方法がとられた。派遣地の情報を充分に持っているということ、地元から受け入れられやすいということを考慮してのことであつた。これに対し鳥取県では地元とのしがらみを排除するためか出身地以外のところに派遣された。島根県では生改

普及員と婦人会との間に対立が生じることがなかったのに対し、鳥取県では生改善普及員の多くが婦人会との関係に苦慮したというのはこうした事情にもよるものと思われる。詳細については別稿で述べることにしたい⁵⁷⁾。

注

- 1) 天野 (2001), 333頁。
- 2) 天野寛子は生活経営学の立場から女性農業者の地位向上に果たした生活改善普及事業の役割を考察している (天野, 2001)。庄司俊作は京都府美山町の生改グループを事例に農村女性の自立や意識の変化について考察している (庄司, 1996)。大門正克は山梨県の事例をもとに生活改善普及事業の実施過程について検討している (大門, 2003)。いずれも歴史的アプローチである。安井真奈美は民俗の変容という視点から生活改善普及事業がムラの生活に与えた影響について考察している (安井, 2006)。途上国論の専門家である佐藤寛 (佐藤, 2002) や水野正己 (水野, 2002) は、途上国の農村開発に日本の経験はどのような意義をもっているのかという問題意識から生活改善普及事業を取り上げている。
- 3) 市田 (1995)。
- 4) 市田 (2001)。
- 5) 同上, 26頁。
- 6) 同上, 30頁。
- 7) 同上。
- 8) 福武直は「講組結合」の村を「西南型」, 「同族結合」の村を「東北型」と類型化している (福武, 1976)。市田の用語はこれを受けているものと思われる。
- 9) 文書資料と口述資料に対する最近の考え方については、例えば桜井 (2006) や保莉 (2003) を参照。
- 10) 前掲, 市田 (1995), 9～10頁。
- 11) 『第一回生活改善に関する懇談会記録』農林省農業改良局普及部, 1948年, 16頁, 農林水産省図書館所蔵。
- 12) 伊藤 (1981)。
- 13) 『日本近代教育百年史 社会教育 (2)』国立教育研究所, 1973年, 1081～1082頁。
- 14) 一番ヶ瀬 (1971), 64頁。
- 15) 千野 (1979), 292頁, 296頁。
- 16) 藤井 (1985), 78頁。
- 17) 大森松代 (赴任後すぐに結婚し山本姓となる) は、課長として17年間生活改善運動を推進した。しかし赴任した「当時は、食料危機の克服で農林省自体がリキンで」いて「生活改善どころではない」という雰囲気であったが、「小倉武一さん」などの「理解者」がいて活動を支えられたとしている。(『農林省広報aff』第2巻第9号, 農林弘済会, 1971年9月, 40～43頁)。
- 18) 小倉 (1981), 331頁。
- 19) 『普及事業の二十年』協同農業普及事業二十周年記

- 念会, 1968年, 14頁, 農林水産省図書館所蔵。
- 20) 仲原は1932年に入省し農務局農政課に配属されている (『農林省職員録』農林大臣官房秘書課, 1932年, 14頁, 国会図書館所蔵)。
- 21) 和田は1935年に入省し経済厚生部販売改善課に配属されている (『農林省職員録』農林大臣官房秘書課, 1935年, 219頁, 国会図書館所蔵)。
- 22) 仲原は1932年 (第6回) 卒, 和田は1935年 (第9回) 卒である (『四明会名簿』第41号, 京都大学農学部四明会, 1992年, 294～295頁)。
- 23) 『鳥取県職員録』鳥取県総務部人事課, 1950～1959年, 鳥取県立図書館所蔵。
- 24) 『農村生活改善クラブの育成について』鳥取県農業改良課, 1952年, 10頁, 鳥取県立図書館所蔵。
- 25) 和田平八郎「生活改善概要について」(『研修関係綴』(鳥取県農業改良課) 所収, 1951年, 鳥取県立公文書館所蔵)。
- 26) 前掲『農村生活改善クラブの育成について』, 2頁。
- 27) 前掲『農村生活改善クラブの育成について』, 3～4頁。
- 28) 前掲, 伊藤 (1981), 90頁。
- 29) 労働省婦人少年局編『ふだん着の婦人問題』法政大学出版局, 1953年, 251頁。
- 30) 前掲『農村生活改善クラブの育成について』, 10～12頁。
- 31) 盛田英子「体験発表」(前掲「研修関係綴」所収)。
- 32) 『農林行政史』第10巻, 農林省大臣官房総務課, 1973年, 865頁。
- 33) 法楽寺生活改善グループは「全国生活改善実績発表会」および「鳥取県農家生活改善実績発表会」で発表を行った実績があり, 鳥取県を代表するグループである。
- 34) 元法楽寺生活改善グループの永原千鶴子氏からの聞き取り (2007年4月7日, 鳥取県鹿野町にて)。
- 35) 元生改善普及員平木智恵子氏からの聞き取り (2006年11月30日, 鳥取市にて)。
- 36) 「第2回生活改善実績発表会」(「生活改善実績発表会関係綴」(鳥取県農業改良課) 所収, 年不明, 鳥取県立公文書館所蔵)。
- 37) 前出の永原千鶴子氏の証言。福栄村の生改グループの成員であった長谷川照子も「グループ活動に出て行くのが楽しみだった」と述べている (2007年5月3日, 鳥取県日南町にて聞き取り)。
- 38) 前掲「第2回生活改善実績発表会」。
- 39) 「生活改善グループについて」(「グループ関係綴」(鳥取県農業改良課) 所収, 年不明, 鳥取県立公文書館所蔵)。
- 40) 原田静子「みのりグループと遠藤さんの生活改善を援助して」(『生活改善実行グループのあゆみ』農林省振興局普及部生活改善課, 1957年, 151～152頁, 生物系特定産業技術研究支援センター所蔵)。当資料にはどこの婦人会長が「ひれつな非難」をあ

- びせてきたのか等具体的なことは書かれていない。原田静子氏は20年前に死去しており、今となっては聞き取りも不可能である。
- 41) A家は創建以来600年続く寺である。檀家数は400戸を超える。
- 42) 前掲、元生改善及員平木智恵子氏からの聞き取り。
- 43) 鹿野町の佐々木しげ子氏からの聞き取り（2007年2月17日、鳥取県鹿野町にて）。
- 44) 前掲、元生改善及員平木智恵子氏からの聞き取り。
- 45) 同上。
- 46) 同上。
- 47) 元生改善及員の平木智恵子氏、同船橋睦子氏、同西尾節子氏からの聞き取り（2006年11月30日、鳥取市にて）。
- 48) 「支配の正当性」という概念は、マックス・ウェーバー（ウェーバー、1960）に拠る。特に同書の「正統的支配の三つの純粋型」（32～39頁）を参照。
- 49) 林敏子「私たちがグループ活動を始めるまで」（前掲「生活改善実績発表会関係綴」所収）。以下「(2) 万代寺生活改善実行グループと婦人会」で引用する文言、文章は、特に断らない限りすべて当資料による。回覧された雑誌は『主婦之友』である（2007年4月14日、鳥取県八頭町にて林隆敏氏より聞き取り）。
- 50) 元生改善及員西尾節子氏からの聞き取り（2006年11月30日、鳥取市にて）。
- 51) 当時の婦人会長は西尾英子である。西尾家は、代々庄屋を務めた家柄であり、戦前は農地を約10町歩所有する地主であった（2007年4月21日、鳥取県八頭町にて西尾英一氏より聞き取り）。
- 52) 前掲、元生改善及員平木智恵子氏からの聞き取り。
- 53) 「我々意識」という概念は、三輪（2007）に拠る。
- 54) 以下の資料（すべて鳥取県立公文書館所蔵）から集計した。
- ・「生活改善グループについて」、農業改良課長宛、八頭西部地区農業普及事務所出、1955年11月21日付。
 - ・「生活改善グループについて」、農業改良課長宛、原田睦子出、1955年11月16日付。
 - ・「生活改善グループの報告について」、農業改良課長宛、山本誉志子出、1955年11月21日付。
 - ・「生活改善グループについて」、農業改良課長宛、岩美西部地区農業普及事務所出、1955年11月25日付。
 - ・「生活改善グループについて」、農業改良課長宛、谷口たづ子出、1955年11月28日付。
 - ・「生活改善グループについて」、農業改良課長宛、野田チカ子出、1955年11月29日付。
 - ・「生活改善グループについての報告の件」、農業改良課長宛、会見千代子出、1955年11月25日付。
 - ・「生活改善グループに就て」、農業改良課長宛、遠藤正義出、1955年11月21日付。
 - ・「生活改善グループについての報告」、農業改良課長宛、遠藤綾子出、1955年11月21日付。
 - ・「生活改善グループについて」、農業改良課長宛、平木智恵子出、年月日不明。
- 55) 旧家の出である婦人会長は一般に高学歴である場合が多く、それが発言権を保証する一つの要因でもあった。
- 56) 元鳥根県生改善及員の福岡久美野氏（2004年11月10日、鳥根県出雲市にて）、清水コユミ氏（2004年11月17日、鳥根県邑南町にて）、山科敏子氏（2008年4月10日、鳥根県松江市にて）、橋本マサヨ氏（2008年8月25日、鳥根県松江市にて）からの聞き取り。
- 57) 依拠する資料についても別稿で提示する。

引用文献

- 1) 天野寛子『戦後日本の女性農業者の地位』ドメス出版、2001年。
- 2) 市田知子「生活改善普及事業の理念と展開」農業総合研究、第49巻第2号、1995年。
- 3) 市田知子「戦後改革期と農村女性」村落社会研究、第8巻第1号、2001年。
- 4) 一番ヶ瀬康子編『共同討議 戦後婦人問題史』ドメス出版、1971年。
- 5) 伊藤康子「戦後地域婦人団体の育成過程（上）」歴史評論、第371号、1981年。
- 6) 大門正克「生活を改善すること」山梨県史研究、第11号、2003年。
- 7) 小倉武一『小倉武一著作集』第5巻、農山漁村文化協会、1981年。
- 8) 桜井厚「オーラル・ヒストリーの対話性と社会性」歴史学研究、第811号、2006年。
- 9) 佐藤寛「戦後日本の農村開発経験」国際開発研究、第11巻第2号、2002年。
- 10) 庄司俊作「戦後山間地における生活改善運動と農村女性の自立」社会科学、第56号、1996年。
- 11) 千野陽一『近代日本婦人教育史』ドメス出版、1979年。
- 12) 福武直「同族結合と講組結合」福武直著作集4、東京大学出版会、1976年。
- 13) 藤井忠俊『国防婦人会』岩波書店、1985年。
- 14) 保莉実「オーストラリア先住民の牧場退去運動」歴史学研究、第783号、2003年。
- 15) マックス・ウェーバー（世良晃志郎訳）『支配の社会学Ⅰ』創文社、1960年。
- 16) 水野正己「日本の生活改善運動と普及制度」国際開発研究、第11巻第2号、2002年。
- 17) 三輪泰史「紡績労働者の人間関係と社会意識」歴史学研究、第833号、2007年。
- 18) 安井真奈美「村の暮らしを改善する」山口県史研究、第14号、2006年。